

京都市訓令甲第20号

庁 中 一 般

区 役 所

事 業 所

京都市有債権処理に関する規程の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

京都市長 門 川 大 作

第2条第1項中「, 同局人材育成推進室副室長, 同局コンプライアンス推進室副室長」  
を削る。

附 則

この訓令は, 平成28年4月1日から施行する。

(行財政局資産活用推進室)